

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第27号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金423万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年5月15日

#### 2 事実及び理由

- (1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実（以下「違反事実」という。）、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである（なお、違反事実のうち以下で取り上げない点及び課徴金の計算の基礎となる事実については、被審人が争わず、そのとおり認められる。）。
- (2) 本件審判手続に提出された関係各証拠によれば、被審人は、平成27年5月28日から同年7月6日までの4期間にわたり、東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社クロス・マーケティンググループ（以下「クロス・マーケティング」という。）株式及び東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社スペースシャワーネットワーク（以下「スペースシャワー」という。）株式について、①高値注文を出して約定させながら他の投資家の高値の買い注文を誘って株価を上昇させる、買い上がり買付けと称される方法、②すべてを買い付ける意思のない買い注文を、最良買い気配値やその下値付近に出し、他の投資

家からの買い注文を誘い込む、見せ板と称される方法で、各株価を高値に吊り上げる取引を行ったものであると認められる。このような本件各取引の取引態様などを踏まえると、被審人は、違反事実に記載のとおり、株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行ったものと認められる。なお、かかる認定においては、調査段階の被審人の供述を除いた客観的な取引状況だけからも、目的等を推認することができる点も考慮されている。

- (3) 被審人は、審判期日において、違反事実(1)につき「私自身の買い付けによって、ここまでの出来高（約10倍）になるはずがない。この日（引用者注：平成27年6月2日）の朝の買い気配は、私自身では、演出仕様がなない。この日の寄り付きで売却した利益が全て課徴金額の計算の基礎に当てはめられるのは、認められない。私自身は、損切りを覚悟していた。」などとする答弁書の記載を援用して、平成27年6月2日まで違反行為期間に含めることを争う趣旨の主張をしている。

この点、被審人が指摘する同日の取引に関し、関係各証拠によれば、被審人は、クロス・マーケティング株式につき、同日午前8時4分頃から午前8時45分頃にかけて、3回に分けて合計3万株の約定する意思のない買い注文を発注した状態で、同日午前9時頃から午前9時7分頃にかけて、保有していた9万6000株をすべて売り付けた上、同日午前9時18分2秒から午前9時18分26秒にかけて上記の合計3万株の買い注文の発注株数を合計300株に訂正（合計3回行った買い注文の発注株数をそれぞれ100株に訂正）したことが認められ、被審人もかかる取引の存在まで争うものではない。このような同日の取引状況等を含め、関係各証拠から認められる違反行為期間の始期である同年5月28日午前10時56分頃からの同株式に係る被審人の一連の取引状況等を全体として評価すれば、同年6月2日に行われた取引も含め、被審人は、株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行ったものと優に認められる。

したがって、被審人の審判期日における上記主張は採用できず、違反事実(1)は、平成27年6月2日を含めて違反行為期間であるというほかない。

なお、被審人は、自分自身の買付け等によって出来高や買い気配が形成されたものではないという点を指摘するが、法第159条第2項第1号の「相場を変動させるべき」取引に該当するために、実際に相場が変動したという結果が発生したことまでは要しないと解されるから、被審人の買付け等による相場への影響に係る被審人の上記指摘は、結論を左右するものではない。

平成29年3月13日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 違反事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、株式の売買を誘引する目的をもって、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、別表記載のとおり、

- (1) クロス・マーケティングの株式につき、平成27年5月28日午前10時56分頃から同年6月2日午前9時18分頃までの間、4取引日において、B証券株式会社を介し、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げたり、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株式合計22万3200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計9万6600株を買い付ける一方、同株式合計9万6600株を売り付け、
- (2) スペースシャワーの株式につき、同年6月5日午前9時0分頃から同日午前9時36分頃までの間、同月17日午前9時0分頃から同日午前9時30分頃までの間及び同年7月6日午前9時13分頃から同日午前10時41分頃までの間、B証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計12万8200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万1000株を買い付ける一方、同株式合計3万8500株を売り付け、

もって、自己の計算において、クロス・マーケティング及びスペースシャワー各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別表)

違反行為状況

1. クロス・マーケティング

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成27年5月28日 午前10時56分19秒 ~ 平成27年6月2日 午前9時18分26秒		B証券	0	223,200	96,600	96,600
合計			0	223,200	96,600	96,600

2. スペースシャワー

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
期間A	平成27年6月5日 午前9時0分14秒 ~ 平成27年6月5日 午前9時36分45秒	B証券	0	33,900	14,600	11,600
期間B	平成27年6月17日 午前9時0分53秒 ~ 平成27年6月17日 午前9時30分27秒	B証券	0	40,600	15,100	12,100
期間C	平成27年7月6日 午前9時13分0秒 ~ 平成27年7月6日 午前10時41分59秒	B証券	0	53,700	8,800	17,300
合計			0	128,200	38,500	41,000

(別紙2)

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、  
金融商品取引法施行令第33条の13第1号

## 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

- (1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、
- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額  
及び
  - ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額の合計額として算定。
- (2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。
- (3) 上記(2)によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. クロス・マーケティング株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、96,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、96,600株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(96,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(524円×600株+546円×3,900株+547円×1,800株+548円×1,200株  
+550円×6,200株+551円×1,300株+552円×2,100株+553円×800株  
+554円×2,100株+555円×2,000株+556円×1,700株  
+557円×1,200株+559円×200株+560円×9,300株+561円×6,000株  
+562円×1,300株+564円×53,500株+565円×1,400株)

－ (514円×900株+515円×11,300株+516円×900株+517円×17,200株  
+518円×15,400株+519円×1,300株+520円×8,700株  
+521円×3,400株+522円×5,900株+524円×8,600株+526円×100株  
+527円×900株+528円×2,000株+529円×1,600株+530円×2,600株  
+531円×400株+532円×1,300株+533円×3,800株+535円×2,300株  
+538円×200株+539円×600株+540円×1,300株+542円×3,900株  
+543円×2,000株)

= 3,609,900円

及び

② 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額3,609,900円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、3,600,000円となる。

2. スペースシャワー株式の取引(期間A)について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、14,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量11,600株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(474円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違

反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 3,000 株を加えた 14,600 株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (14,600 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (500 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 501 \text{ 円} \times 3,400 \text{ 株} + 502 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} \\ & + 503 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株}) \\ & - (474 \text{ 円} \times 3,800 \text{ 株} + 475 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 476 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 477 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\ & + 478 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 479 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株} + 480 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株} + 481 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\ & + 482 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 484 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 485 \text{ 円} \times 4,700 \text{ 株} + 490 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株}) \\ & = 301,100 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 301,100 円となる。

- (2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、300,000 円となる。

### 3. スペースシャワー株式の取引 (期間 B) について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、15,100 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 12,100 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 1 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (482 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 3,000 株を加えた 15,100 株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (15,100 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (489 \text{ 円} \times 4,100 \text{ 株} + 490 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 491 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} + 492 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ & + 493 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 494 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 500 \text{ 円} \times 7,900 \text{ 株} + 501 \text{ 円} \times 700 \text{ 株}) \\ & - (482 \text{ 円} \times 3,700 \text{ 株} + 483 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 484 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株} + 488 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株} \\ & + 489 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 490 \text{ 円} \times 8,200 \text{ 株}) \\ & = 128,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 128,200 円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、120,000円となる。

#### 4. スペースシャワー株式の取引（期間C）について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、8,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、17,300株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（8,800株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（509円×2,000株+510円×6,800株）

－（486円×500株+488円×400株+489円×5,200株+493円×900株  
+494円×200株+495円×300株+496円×100株+497円×1,200株）

=168,000円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（17,300株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（8,800株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（509円）に当該超える数量8,500株（17,300株－8,800株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

（509円×8,500株）

－（497円×600株+500円×800株+504円×7,100株）

=49,900円

の合計額217,900円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、210,000円となる。

#### 5. 上記1.ないし4.により算定した額の合計

3,600,000円+300,000円+120,000円+210,000円

=4,230,000円となる。